

令和7年度飯豊町中小企業等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く物価の高騰により不安定な経営を強いられている町内事業者を支援するため、令和7年度飯豊町中小企業等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、町内に事業所（従業員のいない倉庫等は除く。）を有する法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）で、公的書類により経営実態が確認できる者とする。

2 次の各号に該当するものは、対象外とする。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項までに該当する営業（受託営業を含む。))を行っている企業等及びそれに準じる営業を行っているもの
- (4) 飯豊町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- (5) 農事組合法人、農業関係法人、農業関係組合、その他農林水産業による収入を主とする事業者
- (6) 銀行業、共同組織金融業及び複合サービス事業を営む事業者

3 複数の事業者により組織される組合等が交付を受けようとする場合は、その構成員の全てが事業者として交付を受けていない場合に限り、組合等として交付を受けることができるものとする。

(交付額)

第3条 補助金の交付額は、雇用する従業者数に応じ、1事業者当たり次の各号に定める金額とし、予算の範囲内で1回に限り交付するものとする。

- (1) 従業者数が5人未満の事業者 5万円
- (2) 従業者数が5人以上30人未満の事業者 10万円
- (3) 従業者数が30人以上100人未満の事業者 15万円
- (4) 従業者数が100人以上の事業者 20万円

2 前項各号における従業者とは、常時使用される労働者を指し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 期間の定め無く雇用されている者
- (2) 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上前号に規定される者と同等と認められる者）

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、令和8年2月27日までに令和7年度飯豊町中小企業等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、申請書の記載内容を証明できる書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書の記載内容を証明できる書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 申請者が法人の場合は、次のいずれかの書類及び申請法人名義の振込口座の通帳の写し
イ 直近の確定申告書類のうち法人事業概況説明書の写し（収受日付印が押印又は受付日時が印字されていること。なお、e-Taxにより申告した場合は、受信通知を添付すること。）
ロ 直近の収支決算書又はこれに類するもの（法人税法別表2に規定する公益法人等に該

当する法人)

ハ 法人設立届出書（収受日付印が押印されていること。ただし、法人設立後決算期を迎えていない場合に限る。）

(2) 申請者が個人事業主の場合は、次の書類及び申請者本人名義の振込口座の通帳の写し

イ 令和6年分の確定申告書類のうち収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し（収受日付印が押印又は受付日時が印字されていること。なお、e-Taxにより申告した場合は、受信通知を添付すること。）

ロ 個人事業の開業・廃業等届出書（収受日付印が押印されていること。ただし、事業開始後申告時期を迎えていない場合に限る。）

(3) 前条第1項第2号から第4号までに該当する場合は、前2号の書類に加え、令和6年度又は令和7年度の労働保険概算・増加・確定保険料申告書又はそれに準ずる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び交付方法）

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度飯豊町中小企業等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は令和7年度飯豊町中小企業等物価高騰対策支援事業補助金不交付通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定した事業者に対し、申請時に指定された金融機関へ口座振込により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第6条 町長は、事業者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。